

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2月12日

規則第 5号

改正 平成27年 3月27日規則第22号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 1条)

平成27年 3月31日規則第28号

平成28年 3月31日規則第32号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 1条)

平成30年 3月31日規則第34号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 1条)

平成30年 9月27日規則第54号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第56号。以下「条例」という。)第34条の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の配置の基準)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法(当該養護老人ホームにおいて、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに

1以上とすること。

イ 生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)第86条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号)第39条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号)第79条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち、1人を主任支援員とすること。

(5) 看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項(第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障がいのある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき職員の配置の基準については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち、1人以上を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、養護老人ホームを新規に設置する場合又は休止後に再開する場合にあつては、推定数によるものとする。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合に限り、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項及び第11項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合に限り、医師を置かないことができる。

6 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合に限り、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事ことができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

7 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号ア又は第2項第1号アの規定にかかわらず、これらの規定により算出された数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

8 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

9 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第92条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第86条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。

10 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。

11 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームは、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合に限り、生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院(病床数100床以上のものに限る。) 栄養士

(5) 診療所 事務員その他の従業者

(職員の資格要件)

第4条 養護老人ホームの施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等

以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第5条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第6条 条例第7条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第7条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けないこと。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室 次に定めるとおりとすること。

ア 原則として1階に設けるとともに、医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号に定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とに区別して設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、

必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル(中廊下にあっては、1.8メートル)以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(設備の専用)

第7条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の責務)

第8条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 養護老人ホームの施設長は、職員に条例第8条から第10条まで並びに次条から第23条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(生活相談員の責務等)

第9条 生活相談員は、入所者について、心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者に係る処遇計画を作成するとともに、処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

2 生活相談員は、作成した処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下この号及び第15条において同じ。)の利用に際し、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

者との連携に努めること。

(2) 条例第10条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(3) 第21条第2項の事故の状況及び処置について記録すること。

3 主任生活相談員は、前2項に規定する業務のほか、入所予定者の養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

4 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、条例第4条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が前3項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第10条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第11条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者の処遇の内容

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(入退所)

第12条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における日常生活の営みの可能性について常に留意しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、退所後においても、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助その他適切な援助に努めなければならない。

(食事)

第13条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第14条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者又はその家族が、要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置いて、自立的な生活に必要な援助を行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第15条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合は、心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第16条 養護老人ホームは、入所者について、入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第17条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第18条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第19条 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

2 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第20条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、当該事実の分析をした改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。

(4) 職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施すること。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第22条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第23条 養護老人ホームは、職員、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 処遇計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 条例第8条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 条例第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第21条第2項の事故の状況及び処置についての記録

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第23条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録の保存期間については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月27日規則第54号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数